

# 第二次児童ポルノ排除総合対策の概要

## 第二次総合対策の策定背景

- 平成22年7月の総合対策により、協議会やシンポジウムを通じた国民運動が推進されたほか、民間の自主的取組として、インターネット上の児童ポルノ画像の閲覧防止措置(ブロッキング)が開始されるなど、一定の成果。
- しかし、児童ポルノ事犯の送致件数・人員は増加傾向にあり、平成24年は1,596件1,268人といずれも過去最多。  
大部分がインターネット関連であり、ファイル共有ソフト利用事犯が急増。
- 被害者の約半数は低年齢児童と認められ、その約8割が強姦や強制わいせつ的手段によるものであるなど、極めて憂慮すべき事態。

児童ポルノ事犯の送致件数等



## 留意すべき課題

- 今後3年間を目途に児童ポルノを排除するための総合的な対策を策定する必要。
- ※ 特に留意すべき課題
- ① ファイル共有ソフト対策を含めた流通・閲覧防止措置の強化
  - ② 被害者支援を強化するための保護対策の充実強化
  - ③ 国際連携を強化するための取組の推進

## 児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進

- 国民運動の効果的な推進
  - ・ 地方公共団体やNGO等関係団体が主催する児童ポルノ排除に向けた取組を積極的に支援。法務省の人権擁護機関においては、「子どもの人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、児童ポルノ問題を含む子どもの人権問題について、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施。

## 被害防止対策の推進

- インターネットの危険性及び適切な利用に関する広報・啓発活動
  - ・ 学校、地域、家庭等に対し、保護者説明会、非行防止教室等において、出会い系サイトやスマートフォンのアプリ等インターネットの利用に起因する青少年の犯罪被害の状況に係る情報提供を実施。
  - ・ インターネットを介して知り合った者との安易な交際が犯罪被害やトラブルに発展する危険性があることなど、インターネット利用上の注意点について周知。

## インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進

- ブロッキングの実効性向上に向けた諸対策の推進
  - ・ 平成23年4月から、ISP等の関連事業者が自主的にブロッキングを実施しているところ、このようなブロッキングについて、インターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用にも配慮しつつ、その実効性の向上が可能となるよう対策を推進。
- ファイル共有ソフトネットワーク上の流通・閲覧防止対策の推進
  - ・ 関連事業者と連携して、ファイル共有ソフトネットワーク上の流通・閲覧防止対策を検討し、取組を推進。

## 被害児童の早期発見及び支援活動の推進

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、「子どもの人権110番」「子どもの人権SOSミニレター」等を活用した相談体制の充実
  - ・ 専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した相談体制の整備を支援するとともに、人権問題専用電話「子どもの人権110番」を開設する等、児童ポルノの被害に遭った児童が相談しやすい体制を整備。

## 児童ポルノ事犯の取締りの強化

- 悪質な児童ポルノ事犯の徹底検挙
  - ・ サイバーパトロールを推進し、インターネット・ホットラインセンター及び匿名通報ダイヤルからの各種情報の積極的活用を図り、都道府県警察間の合・共同捜査を積極的に推進し、低年齢児童ポルノ愛好者グループによる事犯やファイル共有ソフト利用事犯等に重点を置いた捜査を強化。

## 諸外国との協力体制の構築と国際連携の強化等

- 「オンラインの児童の性的搾取に対する世界的連携」への積極的な参画
  - ・ 平成24年12月、我が国を含む28か国の司法・内務大臣等が参加して「オンラインの児童の性的搾取に対する世界的連携の設立のための閣僚会合」が開催されたところ、積極的に参画し国際連携を強化。
- 外国捜査機関等との連携の強化
  - ・ ICPOやG8ローマ・リヨン・グループ等の国際的取組に積極的に参加し、連携態勢を強化。

# 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」について

## ■ 1 経緯等

内閣府では、昭和 54 年度以来毎年7月を非行防止に関する月間としてきたが、平成 22 年度、児童買春や児童ポルノといった福祉犯の被害防止も重点課題に加え、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と名称変更して実施してきている。

本年度も、青少年を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、引き続き、幅広い関係省庁の参加と関係団体の協力・協賛を得て、国民の意識の高揚を図り、青少年の非行・被害防止のための活動を全国で集中的に実施する。

## ■ 2 主唱及び参加省庁等

・主唱	内閣府
・参加省庁等	各省庁、都道府県、市区町村
・協力団体	25 団体(青少年育成関係団体 等)
・協賛団体	59 団体(業界団体、業界自主規制団体 等)

## ■ 3 重点課題

■ 重点課題 1 インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進

■ 重点課題 2 有害環境への適切な対応

■ 重点課題 3 薬物乱用対策の推進

■ 重点課題 4 不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止

■ 重点課題 5 再非行(犯罪)の防止

■ 重点課題 6 いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

■ 重点課題 7 青少年の福祉を害する犯罪被害の防止



内閣府

# 青少年のインターネット利用環境づくり フォーラム

平成26年6月

内閣府

---

# 26年度事業の概要

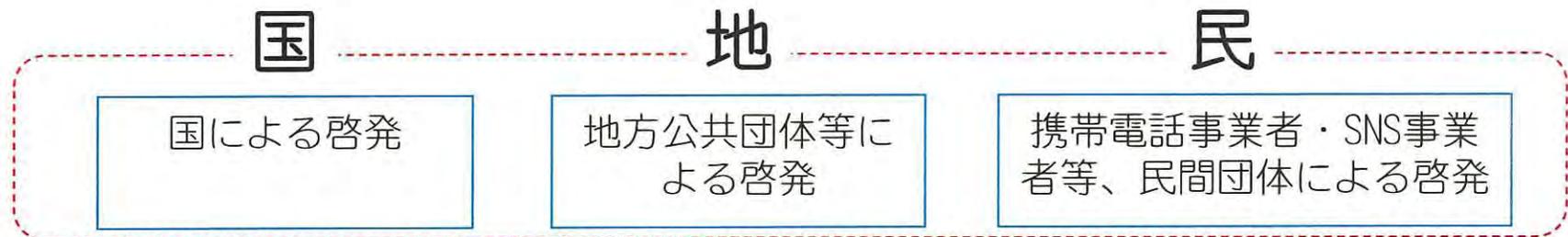
事業概要：地域における青少年のインターネット環境整備に係る各種取組を支援するため、全国を6ブロックに分けて、教職員・保護者等の地方で活躍するキーパーソンを対象とするフォーラムを開催する。

開会時期：平成26年8月～12月

開催箇所：全国6カ所

参加人数：各ブロック200～300名（予定）※各ブロックの状況により変更

開催内容：青少年のインターネット利用環境は、近年スマートフォンやタブレット等に代表される新しい機器の登場等により著しく変化しており、青少年及び保護者等が安全に利用できるよう早急な対策が必要。そのため、国・地方公共団体・民間団体が一体となって、関係機関・団体の取組を支援するフォーラムを開催。



## 26年度開催ブロック及び開催地

平成26年8月～26年12月までに全国6カ所を実施。

- 北海道・東北ブロック：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- 関東ブロック：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、  
山梨県、
- 東海・北陸・信越  
ブロック：新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、  
静岡県、愛知県、三重県
- 近畿ブロック：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 中国・四国ブロック：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、  
高知県
- 九州・沖縄ブロック：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

## 26年度実施スケジュール

日 程	開 催 地	会 場
8月6日(水)	徳島県 (徳島市)	とくぎんとモニプラザ
10月8日(水)	佐賀県 (佐賀市)	アバンセ佐賀県立生涯 学習センター
11月14日(金)	神奈川県 (横浜市)	横浜情報文化センター
11月28日(金)	兵庫県 (神戸市)	神戸クリスタルホール
12月5日(金)	新潟県 (三条市)	燕三条地場産業振興センター リサーチコア
12月12日(金)	秋田県 (秋田市)	県生涯学習センター

## 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

### 第一 題名及び目的規定の改正

- 一 法律の題名を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改めること。(題名関係)
- 二 目的規定中「児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰する」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等を規制し、及びこれらの行為等を処罰する」に改めること。(第一条関係)

### 第二 目次及び章区分の新設

章区分を新設して四章建てとし、第一章の章名を「総則」とするとともにその範囲を第一条から第三条の二までとし、第二章の章名を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰等」とするとともにその範囲を第四条から第十四条までとし、第三章の章名を「心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置」とするとともにその範囲を第十五条から第十六条の二までとし、第四章の章名を「雑則」とするとともにその範囲を第十六条の三及び第十七条すること。(目次及び章区分関係)

### 第三 いわゆる三号ポルノの定義の明確化

いわゆる三号ポルノの定義を「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀（でん）部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの」に改めること。(第二条第三項第三号関係)

### 第四 適用上の注意規定の明確化

この法律の適用に当たっては、学術研究、文化芸術活動、報道等に関する国民の権利及び自由を不当に侵害しないように留意し、児童に対する性的搾取及び性的虐待から児童を保護しその権利を擁護するとの本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならないものとする。こと。(第三条関係)

### 第五 児童買春、児童ポルノの所持その他児童に対する性的搾取及び性的虐待に係る行為の禁止

何人も、児童買春をし、又はみだりに児童ポルノを所持し、若しくはこれに係る電磁的記録を保管することその他児童に対する性的搾取又は性的虐待

に係る行為をしてはならないものとする。 (第三条の二関係)

#### 第六 自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等についての罰則

- 一 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処するものとする。同様の目的で、これに係る電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。 (第七条第一項関係)
- 二 一に係る国民の国外犯は、これを処罰するものとする。 (第十条関係)

#### 第七 盗撮による児童ポルノ製造罪の新設

現行の提供目的製造罪及び「児童に姿態をとらせ」製造罪に加えて、ひそかに児童ポルノに係る児童の姿態を写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処するものとする。 (第七条第五項関係)

#### 第八 心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する制度の充実及び強化

##### 一 心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置を講ずる主体及び責任の明確化

心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置を講ずる主体として、厚生労働省、法務省、都道府県警察、児童相談所及び福祉事務所を例示し、措置を講ずる主体及び責任を明確化すること。 (第十五条関係)

##### 二 心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の検証等

- 1 社会保障審議会及び犯罪被害者等施策推進会議は、相互に連携して、児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の実施状況等について、当該児童の保護に関する専門的な知識経験を有する者の知見を活用しつつ、定期的に検証及び評価を行うものとする。 (第十六条の二第一項関係)
- 2 社会保障審議会又は犯罪被害者等施策推進会議の厚生労働大臣又は関係行政機関に対する意見具申及び当該意見具申があった場合の厚生労働大臣又は関係行政機関が講ずる措置に関する規定を置くこと。 (第十六条の二第二項及び第三項関係)

## 第九 インターネットの利用に係る事業者の努力

インターネットを利用した不特定の者に対する情報の発信又はその閲覧等のために必要な電気通信役務を提供する事業者は、児童ポルノの所持、提供等の行為による被害がインターネットを通じて容易に拡大し、これにより一旦国内外に児童ポルノが拡散した場合においてはその廃棄、削除等による児童の権利回復は著しく困難になることに鑑み、捜査機関への協力、その管理権限に基づき児童ポルノに係る情報の送信を防止する措置その他インターネットを利用したこれらの行為の防止に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。 (第十六条の三関係)

## 第十 附則

### 一 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。 (附則第一条第一項関係)
- 2 第六の一（自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等についての罰則）は、この法律の施行の日から一年間は、適用しないものとする。 (附則第一条第二項関係)

### 二 検討

- 1 政府は、インターネットによる児童ポルノに係る情報の閲覧の制限に関する技術の開発の促進について、十分な配慮をするものとする。 (附則第三条第一項関係)
- 2 インターネットによる児童ポルノに係る情報の閲覧の制限については、この法律の施行後三年を目途として、1の技術の開発の状況等を勘案しつつ検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。 (附則第三条第二項関係)

### 三 その他

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこと。

# 「世界一安全な日本」創造戦略①～背景～

## 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会と治安

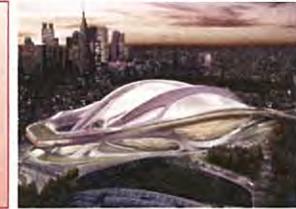
我が国の良好な治安は、2020年オリンピック・パラリンピック開催国の決定においても大きな強み

- オリンピック開催は、
- 震災からの復興
  - 「強い日本」としての自信を取り戻すための重要な契機



### 「世界一安全な国、日本」の創造

- 国民が安心して暮らせる国であることを実感
- オリンピック開催時には、世界各国の訪問者も共に安心してその感動を共有

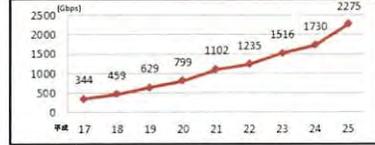


## 良好な治安は国民生活の安全と社会・経済の発展に寄与

我が国のサイバーセキュリティ能力を高めることにより、「世界最高水準のIT社会」を実現



スーパーコンピューター「京」



プロトハンドサービス契約者の総タンロードトラフィック(推定、各年5月中)

海外における企業活動を含めた様々な社会・経済活動の安全の確保

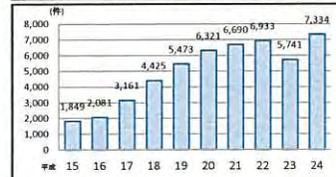
若者・女性をはじめ国民一人一人が積極的に活躍する前提としての安全な環境の確保

良好な治安の確保は、都市競争力の向上や産業立地競争力の向上に寄与

## 治安の現状

### 重大な脅威が出現

#### サイバー犯罪・サイバー攻撃



サイバー犯罪の検挙件数の推移



不正送金総額 約9億5,700万円 (H25.1月～10月)  
インターネットバンキングに対する不正アクセスによる被害発生都道府県

#### 国際テロ



平成25年中(10月末時点)の主なテロ事件

#### 暴力団情勢

- 東日本大震災に係る復旧・復興事業への暴力団の介入
- 九州北部における事業者襲撃事件の発生



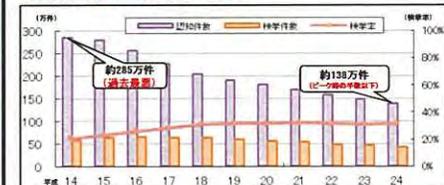
北九州市内で押収されたロケットランチャー

#### 女性に対する暴力事案



ストーカーDV事案の認知状況

#### 刑法犯認知件数の推移



#### 社会意識に関する世論調査 (25年1月内閣府調査)

- ・ 約5割が「日本の誇り」として「治安の良さ」を回答(第1位)

#### 治安に関する特別世論調査 (24年7月内閣府調査)

- ・ 約4割が日本は「安全・安心な国」ではないと認識
- ・ 約8割が最近の治安は悪くなったと認識

# 「世界一安全な日本」創造戦略②～施策～

## 目標

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控えた今後7年間の視野に、犯罪を更に減少させ、国民の治安に対する信頼感を醸成

## 「世界一安全な国、日本」の実現

### 第1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

- 日本版NCFTAの創設による産学官連携
- 民間事業者の知見の活用や外国捜査機関等との連携によるサイバー犯罪等への対処能力の向上
- 通信履歴(ログ)の保存の在り方及び新たな捜査手法についての検討
- ネットバンキング等に対する不正アクセス対策の推進



電磁的記録解析の様子

### 第2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

- 原子力発電所等に対するテロ対策の強化
- 在外邦人保護対策の強化
- 日米間等の関係国間の情報交換による連携の強化



原発警備の様子

### 第3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進

- 対象者の特性に応じた指導及び支援の強化
- 刑務所出所者等の住居の確保の推進
- 協力雇用主等に対する支援の推進
- 保護司制度の基盤強化



刑務所における改善指導

### 第4 社会を脅かす組織犯罪への対処

- 東日本大震災からの復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底
- 合法ハーブ等と称して販売される薬物等新たな乱用薬物への対応、薬物密輸の水際阻止の強化
- FATF勧告等を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化



暴力団事務所への家宅捜索の状況



合法ハーブ等と称して販売される薬物

### 第5 活力ある社会を支える安全・安心の確保

- ストーカー・配偶者からの暴力事案対策、特殊詐欺被害防止対策等の推進
- いじめ問題・児童虐待への対応の強化
- 防犯ボランティア活動に対する支援等の充実
- 防犯カメラ、CP部品等の普及促進等の推進
- 犯罪被害者等に対する各種支援の一層の推進



ストーカーによる連続メール(イメージ)改正ストーカー規制法により、連続して電子メールを送信する行為を規制

### 第6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

- インテリジェンス機能の強化等による厳格な出入国管理
- 不法滞在対策、偽装滞在対策等の推進



個人識別情報を活用した入国審査

### 第7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

- 治安関係機関の増員等の人的基盤の強化
- 女性の視点を一層反映した組織運営
- 時代に即した新たな捜査手法の導入



DNA型鑑定の様子